

佐賀県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里有田線	伊万里市新天町字長箴二九九番三地 先から 伊万里市新天町字坂口二〇四番五地 先まで	平成二四・一二・一一